

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本学術振興会	政府出資額	1 2 0 , 3 7 6 , 9 1 0 , 0 0 0 円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本学術振興会	政府出資額	1 , 0 6 3 , 5 8 7 , 4 9 3 円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成 1 5 年 1 0 月 1 日	増 減 額	1 1 9 , 3 1 3 , 3 2 2 , 5 0 7 円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）</p> <p>附則</p> <p>第二条 日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて振興会が承継する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次条の規定による廃止前の日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第四条の基本金に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。</p> <p>7 前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8・9 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<p>・研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 1 , 1 9 3 億円）</p>		
備 考			